

一般競争入札による区有地の売払い（世田谷区上馬三丁目） 質問と回答

Q 1 残金の支払時期と、所有権移転登記を同日に行ってもらえるのでしょうか？

- A 1 所有権移転登記は、売買代金の納付が確認された後、世田谷区が速やかに行います。
必要書類がすべて事前に揃っていれば、納付を確認できる時間帯によっては、当日に所有権移転登記を行うことも可能です。
詳細については、契約時に改めてご相談ください。
- Q 2 隣接地と一部、境界確定とありますが、未了の土地の地番お教え願います。また、境界未確定の理由をお教え願います。
- A 2 「一般競争入札による区有地の売払い参加要項」P 1 2 の概略図を修正しましたのでご確認ください。未了の土地の地番が「872番13」となっておりまして、865番17と873番19に接する位置にあり、区有地の南東に点で接しております。
また、境界位置に異論をいただいてはいませんが、書面でのやりとりは行われておりません。

【2月5日更新】